

開催要綱

「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」開催要綱

1 目的

令和6年能登半島地震により、輪島市朝市通り周辺において発生した大規模火災における原因調査の結果等を踏まえ、消防活動等の検証を行い、今後取り組むべき火災予防、消防活動、消防体制等の充実強化のあり方について検討する。

2 名称

本検討会の名称は、「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）とする。

3 検討会

- (1) 検討会は、座長及び委員をもって構成する。
- (2) 消防庁次長及び国土交通省住宅局長は、座長及び委員を委嘱する。また、消防庁次長及び国土交通省住宅局長は、オブザーバーの検討会への参加を認めることができる。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

4 任期

座長及び委員の任期は、委嘱の日から本検討会の運営期間までとする。

5 議事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に検討会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

6 雑則

- (1) 検討会の庶務は、総務省消防庁消防・救急課及び予防課並びに国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。
- (3) 検討会は、原則として非公開とする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合はこの限りではない。

附 則 この要綱は、令和6年3月18日から施行する。